

# 小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- |              |
|--------------|
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| 2 一問一答方式     |

質問件名 他市と比べても異常ないじめ重大事態の対応、すぐに改善を

質問要旨

いじめ重大事態の(再調査ではない方の)調査に関し、独自に多摩地域 25 市に聞き取りを行い、本通告書提出までに回答を得られた限りにおいて次の結果を得た。

「(A) 調査報告書の原案を誰がつくるか」の問いに対し、次の通り(回答済み 21 市)。

- ① 常に第三者委員会としてのいじめ問題対策委員会が原案からつくっている(またはその予定):12 市
- ② 教育委員会(以下、教委と呼ぶ)が調査対象であったり要望がある場合は第三者委員会がつくる:3 市
- ③ 非公表(5 市)、もしくは対応経験がない等のため事案ごとに検討する(1 市):6 市

「(B) 重大事態を調査する第三者委員会審議に教委職員が参加するか」の問いに対し、次の通り(回答済み 16 市)。

- ① もともと事務局や庶務としても参加しない(分科会を設ける場合も含む):2 市
- ② 通常は事務局や庶務として参加するが第三者委員会の要請があれば参加しない:7 市
- ③ 非公表(6 市)、もしくは対応経験がない等のため事案ごとに検討する(1 市):7 市

小平市は被害者家族から何度も訴えを受けているのに、Aについては調査対象である市教委がつくり、Bについては多くの市教委職員が庶務等の名目で参加している。客観的に第三者性が担保されていない。被害者やその家族から理解が得られる状況にはない。経験豊富な複数の有識者も小平市の異常性を指摘している。上記調査でも異常性が示された。あえて付言すれば調査中に他市から小平市の異常性について嘲笑的コメントを得ることもあった。

このような状況で調査報告書をつくっても無意味である。それどころか被害者やその家族を始めとして多方面に害をなす。著しい税金の無駄遣いでもある。今すぐに改善が必要である。そのため以下質問する。

1. 調査報告書の原案から第三者委員会がつくるといふ、他市で当たり前に行っていることを小平市だけができないとしている理由は何か。もしくは何らかの要件を満たせば今でもできるのか。
2. 調査対象である市教委が調査委員会に参加しないという、他市では当たり前に行っていることを小平市だけができないとしている理由は何か。もしくは他市と同様に第三者委員会からの要請があれば今でもできるのか。
3. 他市にならって改善すれば信用が得られる可能性が高いのにそれをせず、そのことも原因として被害者とその家族から全く信用がない状況の中で調査報告書をつくることに、何の意味があると考えているか。
4. 市は上記 A や B について多摩 25 市の状況は調べたか。
5. A や B の異常性について市の第三者委員会(小平市教育委員会いじめ問題対策委員会)で指摘されたか。されていれば委員の中で誰が指摘し、どのように扱われたか。
6. 以前より指摘しているが、市の第三者委員会の委員長は第三者性に疑義がある。また副委員長は被害者家族に対し「加害者がいじめとして認識していない場合、場合によってはいじめとして認定出来ない事もある」と説明されており、基本的ないじめの定義を理解されていないようである。また委員会として A や B の異常性を放置している。複数の被害者家族から嘆願書も出されている。このような状態では、委員長と副委員長は今すぐ交替していただく必要がある。何が課題となってすぐに交替できない状況か。どうすればその課題をクリアできるか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 6 年 2 月 14 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【     】
